

山 監 査 第 1 6 1 号

平成30年（2018年）12月27日

定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、下記のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 山 根 雅 敏

山陽小野田市監査委員 松 尾 数 則

記

1 措置の内容

別紙のとおり

平成30年度定期監査の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置

【総務部】

1 税務課

[指摘事項 市税について]

(課税保留・職権廃車事務)

ア 課税保留に関する取扱要綱を平成30年4月1日より新規施行しているが、前年まで内規で行ってきた事務を要綱で読み替えて処理している。新規施行のため、今回処理された過年度課税保留分については、要綱の適用とならず、旧内規を適用し処理することとなると思われる。適切な処理をされたい。

イ 職権廃車を行うための実態調査確認の方法が適切とはいえないものがある。

課税保留及び職権廃車事務については、他市の状況等も踏まえ、なるべく簡素な方法で確実な事務が遂行できるよう検討されたい。

[措置状況]

ア 「山陽小野田市軽自動車税課税保留及び職権廃車に関する取扱要綱」を平成30年4月1日から新規施行し、職権廃車する課税保留期間を3年度間と定めましたが、旧内規では5年が経過した時点で職権廃車すると規定していました。

平成30年度の賦課で平成26年度及び平成27年度に課税保留開始したものについて旧内規を適用せず、要綱を適用し3年で職権廃車をしていましたので、職権廃車を取消し課税保留の状態に回復します。

また、新たに要綱を定めたことにより、旧内規は早急に廃止します。

イ 職権廃車の実態調査確認の方法について、当該要綱の様式において、「車中」を選択できる項目があります。

実態調査時には、降車して確認したり場合によっては倉庫内を確認したりしています。については、調査の実態に即した記入が可能となる

よう今年度中に要綱の改正を行うことにより様式の変更を行います。

簡素で確実な事務遂行を可能とするための要綱の改正について

当該要綱策定時に行った他市の取扱状況についての調査内容や「課税保留の決定から3年度間を経過した車体は、車検から1年以上は経過しており、事実上運行の用に供していないと判断できる」との見地から、要綱第6条で課税保留の期間を3年度間と定め、同第8条で第6条に該当した場合の職権廃車を定めています。

即時廃車を行う市もある中で、本市担当部署の状況を鑑みて現在の要綱制定に至っておりますが、今後も引き続き調査研究を行い、簡素で確実な事務遂行に向けて取り組んでまいります。